

肺がん検診実施要領（集団検診方式）

（目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、肺がんの早期発見早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が、一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する肺がん集団検診業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する40歳以上の者とする。ただし、肺がんの診断が確定し、治療中の者および経過観察中の者は除く。年齢は当該年度3月31日時点の年齢とする。

2 検診回数は、同一人年1回とする。

（実施人員）

第3 検診の人員については、検診車1台につき約170人を上限とし、施設の収容人数等により、安全に実施できる人数とする。

（実施期間）

第4 肺がん集団検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（実施日時）

第5 この検診の実施日については、甲が計画し、乙と協議のうえ決定する。

2 実施時間は、原則として受付時間を午前中の検診は9時30分から11時30分まで、午後の検診は14時から15時までとする。ただし、甲と乙の協議の上、別に定める場合はこの限りではない。

（検診取扱い医療機関）

第6 この検診は、乙から推薦を受けた医療機関（以下「丙」という。）が行うものとする。

（検診費用）

第7 丙は、肺がん検診の検診費用として、受診者からそれぞれ次のとおり徴収する。

（1）胸部エックス線検査 300円

（2）喀痰細胞診検査 100円

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

（受診券及び検診票の配布）

第8 甲は、この検診の受診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付し、実施日および実施会場を通知する。この時、次の各号に掲げる事項を記載した資料を同封し、受診者に説明を行うものとする。

（1）検査結果が「要精密検査」となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること

（2）精密検査は、CT検査や気管支鏡検査により実施すること、及びこれらの検査の概要

（3）精密検査結果は甲へ報告されること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は丙がその結果を共有すること

（4）検診の有効性（胸部エックス線検査及び喫煙者への喀痰細胞診による肺がん検診は、死亡率減少効果があること）に加え、検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと、がんがなくても検診の結果が「要精密検査」となる場合もあることなどの検診の欠点

（5）検診受診の継続（毎年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であること

（6）肺がんの罹患は、わが国のがん死亡の上位に位置すること

（7）禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及

2 甲は、丙に対し、「肺がん（COPD）・結核検診票」（以下「検診票」という。）及び「肺がん検診票（喀痰用）」（以下「喀痰用検診票」という。）を配布する。

(検診方法)

第9 受診者は、受診券及び第7条に定める検診費用を実施会場に持参し、検診を受けるものとする。

2 検診項目は、次のとおりとする。

(1) 問診(現症、喫煙歴、既往歴、家族歴、職歴、妊娠の可能性の有無、検診受診状況等)

丙は、問診の結果、検診日より起算して6か月以内に自覚症状(たんに血が混じったことがある等)を有する受診希望者に対して、速やかに専門機関を受診するように促すものとする。

(2) 胸部エックス線検査

デジタル撮影とし、日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約改訂第8版を参考に次のとおり実施することとする。

ア 画像の評価を行う。

イ 撮影機器の種類及びモニタ読影の有無を甲(乙)に報告する。

ウ 撮影方法及び画像処理法は、日本肺癌学会が定める方法であること。

(3) 喀痰細胞診検査

丙は次のアのすべての事項に該当する者を抽出するスクリーニング問診を行い、該当者に「喀痰容器」および「喀痰用検診票」を配布する。

ア 対象者

(ア) 50歳以上の者

(イ) 喫煙指数(1日本数×年数)600以上の者

イ 喀痰細胞診検査の受診

喀痰細胞診検査該当者は、甲が指定する提出場所に喀痰容器および喀痰用検診票を持参し検診を受けるものとする。

(4) COPDスクリーニング問診

丙は、次に掲げるすべての事項に該当する者を抽出するCOPDスクリーニング問診を行う。

ア 60歳以上の者

イ 過去または現在(受診日時点をいう)において喫煙歴がある

ウ 咳やたんが慢性的に続いている

エ 受診日から起算して過去一年以内に胸部CT検査を受けていない

(喀痰細胞診検査機関)

第10 喀痰細胞診検査は、公益財団法人ちば県民保健予防財団が公益社団法人日本臨床細胞診学会、細胞検査士会編集「細胞診標本作製マニュアル」に基づいて次の各号に掲げる方法で行う。

(1) 採取した喀痰は2枚以上のスライドに塗抹し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行う。

(2) 固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行う。

(3) 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングを行う。

(4) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。また、がん発見例がない場合でも見直す体制を有すること。

(胸部エックス線写真の読影)

第11 丙は検診実施後、胸部エックス線写真の二重読影を行う。読影にあたっては、必ず2人以上の医師によって読影を行うこととし、このうち1名は肺癌診療に携わる医師もしくは放射線科の医師とする。

2 二重読影の実施にあたり、第二読影を行う医師は、独立した判断をするために、まず、第一読影を行った医師の判定を見ずに読影を行うこととする。

3 受診者の過去に撮影された胸部エックス線写真が丙に保存されている場合は、異常所見の有無に係わらず比較読影を実施することが望ましい。

4 読影した2人の医師のうちどちらかが「要比較読影」「要精密検査」と判定した場合は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影を実施する。

- 5 比較読影を行うにあたっては、「第二読影を行った医師（以下、第二読影医とする）がそれぞれ読影する」、「第二読影医のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかの方法で行うこととする。
- 6 受診者の胸部エックス線写真が丙にて保管されていない場合、丙は別に定める「がん集団検診撮影記録貸出要領」に基づき過去の胸部エックス線写真の貸出しを甲に申し出ることができる。
- 7 判定は、「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会編）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」によって行う。
- 8 モニタ読影を行う際は、読影用モニタなどの機器に関して、日本肺癌学会が定めた基準等に従う。

（総合判定）

第12 丙は、総合判定を行う際には問診及び二重読影の判定結果を基に、総合的に判断して精密検査の有無を附し、「精密検査不要」、「要精密検査（肺がん以外）」、「要精密検査（肺がんの疑い）」に区分するものとする。

（指導区分）

第13 丙は、それぞれの判定区分につき、次の内容の結果通知の作成を行う。

（1）「精密検査不要」と区分された者。

定期的な検診受診を勧める。

（2）「要精密検査」と区分された者。

医療機関において、精密検査を受診するよう指導する。

（受診者への結果通知）

第14 乙は、検診終了後4週間以内に、検診結果と前条に規定する「精密検査不要」と判定された受診者への結果通知を添付し、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づく結果通知を丙から受領したときは、受診者に通知するものとする。

3 甲は、検診の結果、前条に規定する「要精密検査（肺がん以外）」及び「要精密検査（肺がんの疑い）」と判定された受診者に対し、「千葉県胸部精密検査結果連絡票」を送付し、精密検査実施医療機関において、精密検査を受けるように案内するものとする。

（記録の整備）

第15 丙は、次に掲げる記録を整備するものとする。

（1）検診受診者の氏名、性別、生年月日、住所

（2）問診及び検診結果が記載された検診票及び検体

（3）胸部エックス線写真（甲が指定する撮影番号で管理すること）

2 丙は、前項各号に定める記録を5年間は保存しなければならない。

（委託料の支払い）

第16 この検診の委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

（システムとしての精度管理）

第17 甲および乙は、適切な方法および精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、国が示すチェックリスト等を参考に、胸部エックス線検査の精度管理に努める。

2 丙は撮影及び読影向上のための検討会や委員会（乙に雇用されていない肺がん検診専門家）の設置に努める。また、乙が主催する研修会に参加しなければならない。

（事業評価）

第18 丙は、チェックリストやプロセス指標値などに基づく検討を実施する。

2 甲は、丙が事業評価を行うためのプロセス指標値を提供する。

3 丙は、がん検診結果及びそれに関する情報について、甲または乙から求められた項目を全て報告する。

4 乙は、プロセス指標やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。また県のがん対策審議会、市町村、医師会等からの指導、助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めなければならない。

（点検）

第19 丙は、胸部エックス線検査に係る必要な機器および設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備するものとする。

(広報)

第18 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て、市政だより、パンフレット等を活用し、肺がん検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

(規定外事項)

第19 この要領に定めるもののほか、肺がん集団検診実施に関し、必要な事項については、その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月26日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。